

## 条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十七号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項中「形成外科」の下に「移植外科」を加える。

別表診療及び検査の項第二号中「二五、七〇〇円」を「二六、一〇〇円」に改め、同項第三号中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同項第四号中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同項第五号中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表洗濯の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「二九〇円」を「三〇〇円」に改め、同表慢性疾患児家族宿泊施設の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表診断書の項中「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「五、三七〇円」を「五、四六〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、五九〇円」を「四、六七〇円」に改め、同表身体検査書の項中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表死体検案書（検案料を含む。）の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表証明書の項中「一、七一〇円」を「一、七四〇円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年十月一日から施行する。